

電子契約事業者説明会 質疑

質問	回答
料金等費用の面について	受取手として締結した場合は、料金はかかりません。
入札の方法について	電子契約を行うことによって、入札方法が変わることはありません。 電子契約は、入札プロセス終了後の契約締結段階において利用します。
電子契約が今後必須条件となっていく方針なのか、そうではないのか。 必須ではなくなおかつ基準があまりのままで運用すると、職員や部署によって中途半端に混在してしまい、逆に非効率にならないか。	今後の当市における電子契約運用方針につきましては、契約締結事業者さまのご希望により電子契約を取り交わしますので、電子契約を必須条件とするものではありません。 事業者さまのご希望によってご利用いただきますので、職員や部署によって電子契約利用が左右されるような、ご懸念いただいているような事態は起こらないと想定しております。
電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書はどこから入手できるのか。	宇陀市公式ホームページ上にてダウンロードいただけるようにいたします。
電子契約を締結するのに契約金額は関係するのか。	電子契約利用において、契約金額の下限や上限などの金額の縛りはありません。金額を問わずご利用いただけます。
電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書は一度提出して終わりではなく、契約案件ごとに提出をするのか。	お見込みの通りです。 お手数をおかけしますが、契約案件ごとに担当課宛てにご提出いただくこととなります。